

和泊町告示第 63 号

和泊町森林炭素マイレージ交付金交付要綱を次のように定めた。

令和 4 年 6 月 1 日

和泊町長 前 登志朗

和泊町森林炭素マイレージ交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱に基づき認証されるCO₂の固定量に応じてインセンティブを付与することにより、さらに森林吸収源対策の取組を促進することを目的とし、和泊町森林炭素マイレージ交付金（以下「交付金」という。）の交付については、和泊町補助金等交付規則（平成 22 年和泊町規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象経費及び交付金の額等)

第 2 条 交付金の交付対象経費、交付金の額及び交付対象者は、別表第 1 のとおりとする。

(交付申請)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者は、和泊町森林炭素マイレージ交付金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 和泊町森林炭素マイレージ交付金事業実績書（第 2 号様式）
- (2) 和泊町森林炭素マイレージ交付金収支精算書（第 3 号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第 3 号中その他町長が必要と認める書類は別表第 2 のとおりとする。

3 交付申請書の提出期限は、かごしまCO₂固定量認証を受けた日の次年度末日までとする。

(交付決定及び確定通知)

第 4 条 町長は、前条による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類

の審査及び必要に応じて行う調査等により当該申請の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、和泊町森林炭素マイレージ交付金交付決定及び確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（交付金の請求及び交付）

第5条 前条の規定による通知を受けた者が交付金の請求をしようとするときは、和泊町森林炭素マイレージ交付金交付請求書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 この交付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿、支出経費の証拠書類又は証拠物を備え、事業完了後の翌年度から起算して、5年間整備保管しておかななければならない。

（交付金の返納）

第7条 交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この要綱の趣旨以外の事業経費に使用したとき、その他この要綱及び規則に違反したときは、町長は交付決定を取り消し、又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

交付金の交付対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO ₂ 固定 マイレージ	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県産材木製品の購入 2 照明設備のLED化 3 庭木（木本類）の購入 4 その他町長が認めたもの 	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量（1 t-CO₂）当たり4,500円を乗じた額のうちいずれか低い金額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に鹿児島県からCO₂固定量認証を受けた和泊町内の木造建築主（ただし、県のCO₂認証の対象となった行為に対し、他の交付金を受けている場合は除く。） 木造建築物は和泊町内に建築したものに限る。</p>

別表第2（第3条関係）

交付金の交付対象となる事業	町長が必要と認める書類
CO2固定マイレージ	○認定書の写し ○必要に応じて以下の書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none">・カタログ・位置図・図面（対象箇所の分かるもの）・写真・領収書等の写し（単価や費用が確認できるもの）